

令和9年度渋川市奨学生の募集と制度概要について

渋川市では、進学の見望と能力がありながら経済的な理由により就学が困難な方に対し、審査の上、奨学金を無利子で貸与しています。

1 貸与資格

次の（１）～（５）までのいずれにも該当する人が対象です。

- （１）出身または在学の学校長の推薦が受けられること
- （２）市内に１年以上住所を有する世帯であること
- （３）品行方正で心身共に健全であること
- （４）高等学校、中等教育学校（後期課程）、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（高等課程または専門課程）に入学または在学中であること
- （５）経済的な理由から就学が困難であること（一定の所得要件を満たすこと）

※注意※

家庭の収入状況や申請者の成績等を考慮し、渋川市奨学金貸与審査会において予算の範囲内で採否を決定するため、申請者全員が必ず採用されるとは限りません。

2 貸与額

学 校 区 分	貸 与 額
高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）	月額 10,000 円以内
高等専門学校	月額 15,000 円以内
大学、短期大学、専修学校（専門課程）	月額 35,000 円以内

※注意※

貸与終了後、申請者本人から全額返還していただくものです。十分考慮のうえ申請してください。

3 貸与期間

在学または入学する学校の正規の修学期間

※注意※ 留年などにより延長された修学期間は対象外です。

4 募集期間

令和9年度の奨学生は、次の期間に募集します。

◇ 令和9年4月1日（木）から令和9年5月7日（金）まで
(土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで)

5 申請手続

提出書類一覧に記載の書類を教育委員会教育総務課まで提出してください。

なお、申請にあたっては連帯保証人を2人（保護者及び市内において独立の生計を営む者又は市外において独立の生計を営む者で、三親等以内の親族）立てる必要があります。※保護者以外の保証人は、令和9年4月1日現在満65歳以下の者とします。

また、保護者とは、申請者が未成年者であるときは、親権者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）とし、申請者が成年者であるときは、父母またはこれに代わる者としています。

提出書類一覧

番 号	提出書類	必 要 数	本 人	同 一 世 帯 員	連 帯 保 証 人 （ 保 護 者 ）	保 護 者 以 外 の 連 帯 保 証 人	
1	奨学金貸与申請書（裏面に学校長の推薦調書） 【様式第1号】	1					
2	世帯全員の住民票の写し （本籍、続柄は省略しないこと）	各1	1（※1）				
3	戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）	1	1			1 （※2）	
4	在学証明書又は入学決定を証明する書類 （合格通知書など）	1					
5	出身の高等学校の学業成績証明書（大学、短期大 学、専修学校（専門課程）に在学または入学する場合）	1					
6	在学又は入学する学校の、その年の年間授業料がわ かるもの（入学案内・パンフレットなど）	1					
7	連帯保証人及び同一世帯人の令和8年度（令和7年 分）の課税（非課税）証明書（所得額・控除額・税 額を表示）	各1		各1 （※3）	1	1	
8	連帯保証人の印鑑登録証明書	各1				1	1
9	連帯保証人の市町村民税について、滞納のない証明	各1				1	1
10	世帯に申請者以外の学生がいる場合は、その学生証 の写し又は在学証明書（貸与の学校区分が高等学 校、中等教育学校、専修学校の場合のみ）	各1		各1			
11	世帯に障害者がいる場合は、それを証明する書類 （障害者手帳の写しなど）（貸与の学校区分が高等 学校、中等教育学校、専修学校の場合のみ）	各1		各1			
12	在日外国人である場合は、特別永住者証明書又は在 留カードの写し	各1	各1		各1		

（※1）本人と連帯保証人（保護者）が別世帯の場合は、それぞれの住民票の提出が必要です。

（※2）申請者の親族でない場合は提出不要です。

（※3）生計維持者（原則申請者の父母だが父母ともにいない場合は、代わって生計を維持している主たる人）が別世帯の場合は、別世帯の生計維持者分の（7）の書類の提出が必要です。

6 採否の決定

渋川市奨学金貸与審査会で採否を決定し、7月中を目途に郵送で通知します。

※ 奨学生に採用された方には、指定された期限までに誓約書及び請求書を提出していただきます。

7 貸与方法

年4回（4月、7月、10月、1月）、3か月分をまとめて指定の口座に振り込みます。

※注意※

新規採用者については8月を目途に、4月から9月分をまとめて指定の口座に振り込みます。

8 返 還

（1）返還開始

貸与終了後1年を経過した翌月から開始します（1年間の猶予があります。）。

例）3月（卒業）まで貸与を受けていた人は、翌年の4月から返還が開始されます。

（2）返還期間

貸与期間の2倍に相当する期間内で全額返還していただきます。

例）大学4年間貸与を受けていた人は、その2倍の8年以内に全額返還いただきます。

（3）延滞利子

正当な理由なく返還を遅延した場合は、延滞利子を徴収します。

（4）返還猶予

上級の学校に進学した場合は、申請により相当期間の返還を猶予することができます。

9 採用後に提出する書類

（1）採用時

在学証明書（申請時に提出した場合省略）、誓約書、請求書、通帳の写し

（2）貸与期間中（年度ごと）

成績証明書、請求書

（3）貸与期間終了時

奨学金借用書、連帯保証人（2名）の印鑑登録証明書

10 その他（変更手続など）

次の場合は教育委員会教育総務課への届出が必要になります。

- ◇ 奨学生及び連帯保証人の住所、氏名などに変更があったとき
- ◇ 奨学生の学籍に変更があったとき（退学、休学など）
- ◇ 連帯保証人を変更したいとき
- ◇ 返還の猶予を希望するとき

【お問い合わせ】

渋川市教育委員会教育総務課（第二庁舎内）

渋川市石原80番地

電話 直通0279-22-2076

代表0279-22-2111（内線4947）

よくある質問

Q 祖父母を連帯保証人にすることはできますか。

A 採用年度の4月1日現在で満65歳以下の人であればできます。

Q おじ・おば、兄弟姉妹を連帯保証人にできますか。

A 満65歳以下であれば可能ですが、保護者の連帯保証人と別世帯であり、独立した生計を営んでいる必要があります。

Q 親族を連帯保証人にできないため、知人を連帯保証人にできますか。

A 知人が市内において独立の生計を営み、満65歳以下であれば可能です。

ただし、本人に代わって全額を返済する義務があるため、説明をしたうえで引き受けてもらうよう依頼をしてください。

Q 本人は県外の大学へ進学するため、県外に転出しますが、申請できますか。

A 本人の転出前の世帯が「渋川市内に1年以上住所を有する世帯」であれば申請できます。

Q 母に収入はありませんが、課税証明書を提出するのですか。

A 収入がないことを証明するために、非課税証明書の提出が必要です。

Q 所得要件を満たしているか知りたい。

A 判定シートがホームページにありますので、生計維持者の課税（非課税）証明書を用意し、入力すると判定ができます。（生計維持者：原則父母だがいない場合は、父母に代わって生計を維持している人）

ただし、家庭の収入状況や申請者の成績等を考慮し、渋川市奨学金貸与審査会において予算の範囲内で採否を決定するため、所得要件を満たしていれば必ず採用されるとは限りません。

Q 所得要件を満たしていなければ採用されないのですか。

A 所得要件を満たさない場合は、「経済的な理由から就学困難な者」に該当しないため、不採用となります。

Q 他の奨学金を受けている又は申請中であるが、渋川市の奨学金と併用はできますか。

A 併用は可能ですが、所得要件は厳しくなります。

なお、他の奨学金を申請中（予定）で渋川市の奨学金を申込みしたが、他の奨学金が不採用となった場合は、渋川市へご連絡ください。

また、申請時に他の奨学金の申請について報告がなく、渋川市の奨学金の貸与決定後、他の奨学金を受けていることが判明した場合は、貸与を廃止又は停止することがありますのでご注意ください。

Q 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受けているため、所得要件は満たしていると考えてよいですか。

A 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金と併用する場合、単独で独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受給するよりも所得要件が厳しくなります。ホームページ内の「所得基準の確認」の該当する奨学金のチェックシート（併用）の判定シートを使用し、要件を満たしているか確認をお願いします。

Q 大学2年生で奨学金を申請しますが、学業成績証明書は大学のものがよいのでしょうか。

A 評定平均を確認する必要があるため、卒業した高校の学業成績証明書を提出してください。

Q 高校の奨学金を受けたいが、学業成績証明書を提出するのでしょうか。

A 渋川市教育委員会から、卒業の中学校に対して、学業成績を照会しますので、証明書の取得は不要です。

Q 大学生で奨学金を申請しますが、学校長の推薦は高校、大学のどちらにしてもらうのでしょうか。

A 申請年度の4月に大学1年生であれば卒業した高校の学校長に、大学2年生以上であれば、大学の学長に推薦を依頼してください。